

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会火薬小委員会
産業火薬保安WG・煙火保安WG 第10回合同WG
議事要旨

日時：令和2年9月14日（月曜日）15時00分～16時40分

場所：オンライン開催

出席者

新井（充）座長、三宅座長、新井（進）委員、飯田委員、熊崎委員、河野委員、岳川委員、川崎委員、関委員、久保田委員、日吉委員、松尾委員

議題

- （1）火薬類の技術基準等の見直しについて
- （2）火薬類の技術基準等の改正状況について
- （3）その他

議事概要

- （1）火薬類の技術基準等の見直しについて
（委員）

無線の例示基準を何らか作ってほしい。

（事務局）

現時点で例示基準に規定することは難しいと考えているが、将来的に環境が整えば追加することも検討したい。

（委員）

消費場所の用地が狭く、火薬類取扱所の設置が難しい案件があった。

- （2）火薬類の技術基準等の改正状況について
特になし。

- （3）その他
（事務局）

日本煙火協会が、産業保安グループ鉾山・火薬類監理官付に提出したがん具煙火の未完成品の貯蔵に関する要望書について、委員からのご意見をいただきたい。

<日本煙火協会からの要望>

がん具煙火の未完成品（半製品。填薬済みの紙筒等であって、外箱を固定して完成させる前の段階のもの）は、完成品と比較して、性能と火薬量の観点で火薬類取締法施行規則第1条の5を逸脱した状態の製品ではないことから、がん具煙火貯蔵庫への保管を認めてもらいたい。

（事務局）

日本煙火協会より提案のあった半製品は、外箱を付けて接着・固定するだけの状態である。がん具煙火の定義は、あくまでも一般消費者が使用できるものであり、定義を変更する予定はない。他方で、一般消費者が扱うことのない貯蔵において、提案のあった半製品をがん具煙火貯蔵庫に貯蔵して良いかどうかという点についてご意見いただきたい。

（委員）

がん具煙火貯蔵庫に貯蔵できる半製品としての基準が必要ではないか。完成品の一段階手前の状態であるもの、火薬が剥き出しになっていないもの（ただし、導火線を除く）、火薬の作用に係わる部分については変更されないもの等が考えられる。

（委員）

安全性については、半製品であってもがん具煙火の構成部品なので問題無いのではないか。

（委員）

輸入の際には、薬量など細かいことを仕様として出していると思うので、薬量についてはおそらく問題ないだろう。

（委員）

都道府県の運用が統一できるよう、がん具煙火の半製品だということが誰にでもわかるようにしてもらいたい。SFマーク等の何らかの形で証明いただくか、又は、国の基準があるとよい。

(座長)

がん具煙火の半製品を貯蔵庫に貯蔵することの安全性については問題ないが、がん具煙火貯蔵庫に貯蔵できる半製品かどうかを、誰にでもわかるようにするという点について考慮が必要。その取扱いについて事務局に検討してもらうということでよいか。

(全員)

異議無し。

お問合せ先

産業保安グループ鉾山・火薬類監理官付

電話：03-3501-1870

FAX：03-3501-6565